

運輸安全マネジメントの導入と運用について

尾道諸品倉庫株式会社

1 導入の経緯

平成18年10月から運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運送事業関連法(道路運送法及び貨物自動車運送事業法)が改定され、「輸送の安全性を確保すること」に対する事業経営者の安全確保義務が明確にされました。

そのような中、荷主様(住友化学様)から運輸安全マネジメントを導入し、輸送業務の安全性確保を向上する活動を自主的に取り組むことを要請されております。

これらを受けて、これまでの安全確保(交通事故防止、貨物事故防止)の活動を運輸安全マネジメントの活動へと繋げてゆきます。

2 基本方針

「安全をすべてに優先させる。」

貨物自動車運送事業の公共性に鑑み、安全の確保は、経営の根幹をなすものであると認識します。

全社一体となり管理者、運転者が交通事故および貨物事故を起こさせない、また絶対に起こさないという強い意志をもって輸送業務に取り組めます。

3 目 標

交通事故	人身事故 車両事故 物損事故	ゼロ ゼロ ゼロ
貨物事故	発生件数 損害金額	前年比 10%削減 前年比 10%削減

4 活動計画

① 安全教育の実施

新入社員への入社時教育の実施

毎月の安全教育開催

事故惹起者への安全教育

安全啓蒙の充実

② 毎月の安全実績の社内報告

安全実績の社内での公表

社内事故、社外事故の事例を社内での周知

③ リスクマネジメントへの取り組み

④ 健康管理指導

⑤ 協力会社への安全指導

5 昨年度安全実績

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成22年度は該当する事故はありません。

6 行政処分

該当するものではありません。

以 上